放射性同位元素等の購入について

　「放射性同位元素等の規制に関する法律」第２条に定められた放射性同位元素及び機器の校正などに使用する下限数量以下の密封標準線源等を購入する際は、次の手順に従って事務手続きをお願いします。

１）湘南放射線管理センターに来室して、以下の書類を請求する。

①放射性同位元素等の購入申込書（学内用）

②アイソトープ注文書（公益社団法人　日本アイソトープ協会の書式）

　 なお、来室の際に購入希望の核種、数量等について打ち合わせをいたします。

２）電子伝票を以下のように入力する。

・資料（有無）欄の□に✔を入れる。

・連絡（有無）欄の□に✔を入れ、『放射線取扱主任者/管理者の捺印のあるアイソトープ注文書が届いた後に発注願います。』と入力する。

・発注取引先に公益社団法人日本アイソトープ協会と入力する。

　 （発注取引先は例外なく、公益社団法人日本アイソトープ協会です。）

３）書類①、②に必要事項を記入して、湘南放射線管理センターへ提出する。

４）書類①、②は内容確認及び主任者が押印した後に返却します。

５）書類①、②を各オフィス・センターの会計担当へ提出する。また、会計担当は調達担当へ書類を引き継ぐ。

６）調達担当は、書類②を日本アイソトープ協会へe-mail等＊でPDFを送付する。（別紙「放射性同位元素等の発注について」2022年08月03日付を参照）

　　**＊日本アイソトープ協会へe-mail送付の際は、必ずCCに湘南放射線管理センターを指定して下さい。**

７）現品の納入先は17号館湘南放射線管理センターとし、要求者（使用者）への引き渡しは湘南放射線管理センターが行います。

８）納品書、請求書（現品に同梱）は湘南放射線管理センターが受け取り、押印した後に電子伝票の起票担当者へお渡しします。

※：放射性同位元素等が不必要となった場合

必ず湘南放射線管理センターにご相談ください。半減期による減衰を考慮すると法定外（下限数量以下）となる場合であっても、購入時に法定外の放射性同位元素であっても同様です。全ての放射性同位元素等は、産業廃棄物（一般廃棄物）として廃棄することができず、専門の業者に引き渡す必要があります。

問い合わせ先：湘南放射線管理センター　内線：2242（センター窓口）

E-mail:RI\_Center\_Shonan@tsc.u-tokai.ac.jp　　　　　　　　　　　20220803HP

2022年0８月0３日

各オフィス・センター

調達のご担当者　様

湘南放射線管理センター

放射性同位元素等の発注について

以下の流れで発注をお願いいたします。【CSO調達担当に確認済み】

**・5万円未満**

　J5調達発注受付 → J6調達発注承認（注文書の送信方法：プリンタを選択） → JB調達承認２

　プリンタで出力した「注文書」と「アイソトープ注文書」（会計担当者より引き継いだ書類）を併せて、公益社団法人 日本アイソトープ協会へe-mailで送付＊

＊アイソトープ協会へ送付の際は、必ずCCに湘南放射線管理センターを指定して下さい。

**湘南放射線管理センターアドレス：****RI\_Center\_Shonan@tsc.u-tokai.ac.jp**

**・5万円以上　50万円未満**

　J2調達見積承認（見積依頼書の送信方法：夜間一括FAXを選択）　→　見積取得後、J3見積結果入力（注文書の出力）　→　J6調達発注承認　→　JB調達見積承認２　→　「注文書原本」と「アイソトープ注文書」（会計担当者より引き継いだ書類）を併せて日本アイソトープ協会へ郵送＊

＊必ず湘南放射線管理センターにご連絡ください。

　→各オフィスで保管している注文書控・見積書(原本)と一緒にアイソトープ注文書も保管

**・50万円以上**

→日本アイソトープ協会に“註文請書”の作成を依頼・受領・保管する

東海大学指定の“註文請書“の様式は特になし。（参照フォーマットあり）

**注文書に記載している厳守事項について**

1.納入月日を2日前までに調達担当に連絡してください。

2.納品の際は貴社担当者が、必ず立会検査を実施し、貴社所定の納品書・請求書をご持参の上、検収印を受領してください。

　⇒日本アイソトープ協会では、宅配納品を実施しているため立ち会えない。

　⇒納品後、湘南放射線管理センターが検品いたします。（CSO調達担当に確認済み：不備等発生時に対応可能な連絡先(担当者)が分かれば、業者は立ち合いはしなくてもよい。）